

支援センター みらい
平成23年度事業計画

支援センターみらいは、北桜塚に拠点を移し新たにスタートする開設初年度を迎えることになる。既に実施してまいりました大阪府指定相談支援事業、共同生活介護・共同生活援助事業に加え居宅介護事業・移動支援事業、就労移行支援事業を中心に地域生活支援の観点から支援対象者（障害当事者、ご家族、関係者）や地域等、個々のニーズを受け止め安全で安心して暮らすことができるような障害福祉サービスの提供や新たなサービスの提案や提供ができる事業所として相談、生活、就労を重要課題として事業を行なうものとする。

なお、各事業の23年度計画は後述事業ごとに示すものとする。

1. 事業所の運営

- (1) 所在地 大阪府豊中市北桜塚三丁目8番17号
- (2) 実施事業 大阪府指定相談支援事業所 みらい
共同生活介護・共同生活援助事業所 栗ヶ丘ホーム
居宅介護事業所、移動支援事業所 あしすと
就労移行支援事業所 ふつーる

(3) 職員配置

	みらい	栗ヶ丘	あしすと	ふつーる
管理者	1			
サービス管理責任者		1		1
サービス提供責任者			1	
生活支援員（就労）				1
職業指導員				2（1）
就労支援員				1
世話人（CH/GH）		4（4）		
生活支援員（CH/GH）		5（4）		
相談支援ワーカー	1（1）			
登録ヘルパー			随時	
合 計	1（1）	10（8）	1	5（1）

註) 上記の表中の表示について

- 1. みらい＝大阪府指定相談事業
- 2. 栗ヶ丘＝共同生活介護事業、共同生活援助事業
- 3. あしすと＝居宅介護事業、移動支援事業
- 4. ふつーる＝就労移行支援事業
- 5. 表中()内は非常勤職員また内数とする。

(4) 開所日及び時間

月曜日から土曜日まで（但し事業計画により変更あり）

午前8時00分から午後8時30分まで

*早出勤務 午前 8時00分から午後4時45分

*日 勤務 午前 8時45分から午後5時30分

*遅出勤務 午前11時45分から午後8時30分

事業の柱

1. 相談支援事業
2. 地域生活に関する支援事業
3. 就労に関する支援事業

2. 事業所運営と業務内容

【相談支援事業所みらい】

相談支援事業所みらいでは、豊中市域で暮らす障害当事者及びご家族、地域住民からの身近な生活相談や各種制度、障害福祉サービス利用等の相談を電話や必要に応じて訪問を行い地域生活が安心して営めるよう支援を行います。

- ① 所在地 大阪府豊中市北桜塚三丁目8-17（支援センターみらい内）
- ② 職員 管理者（兼務）、相談支援専門員
- ③ 事業開始年月日 平成20年7月1日
事業所指定番号 2734000041（指定相談事業）

事業の内容

- (1) 相談支援事業（ケアマネジメント、ケアプランの作成）
- (2) 相談支援事業（豊中市生活アシスタント事業（豊中市委託事業）
 - ①相談支援事業
 - ②スポーツレクリエーション事業
- (3) 豊中市障害者自立支援協議会への参画
- (4) 豊中市障害相談支援ネットワーク「えん」への参画
- (5) 関係相談機関との連携、調整会議への積極的参画

【共同生活介護・共同生活援助事業所 栗ヶ丘ホーム】

支援センターみらいのバックアップを受け安定した福祉サービスの提供に務める。各ホーム利用者の特性を尊重し、個々の主体性と自主性を基本に個別支援計画を作成しニーズを的確に受け止めそれぞれ合った支援を行なう。

今年度も、利用者の健康管理、利用者の生活スキルの向上、職員の資質の向上、利用日数

増加に伴う支援体制の構築、住環境整備、バックアップ事業所との連携の強化とその体制整備等を行い、ホーム利用者が安全で安心且つゆとりと潤いを感じホーム生活が営めるよう取り組んでいきたい。

また、新たなホーム立上に向けて支援センターみらいと連携をとり準備を進めると共に環境が整い次第、新規開設を行う。今年度は特に（１）利用者の年齢に合った健康管理、（２）生活スキルの向上、（３）職員の資質の向上、（４）新規ホームの開設の４項目を重点課題として取り組む。

（１）事業所の運営（各ホーム共通）

- ①所在地 大阪府豊中市上野東一丁目２番２号（栗ヶ丘ホーム内）
- ②定員 １９名
- ③職員 管理者（兼務）サービス管理責任者、生活支援員、世話人
- ④事業開始年月日 平成１８年１０月１日
- 事業所指定番号 ２７２４００００３５（共同生活介護）
２７２４００００３５（共同生活援助）
- ⑤事業所の名称及び定員（内訳）
 - *栗ヶ丘ホーム（定員４名）男性３名 女性１名
 - *末広ホーム（定員５名）男性５名
 - *若竹ホーム（定員４名）女性４名
 - *桜塚ホームⅠ・Ⅱ（各定員３名）男性Ⅰ・Ⅱ３名
- ⑥バックアップ事業所
支援センターみらい

（２）職員の職務内容（共通）

支援体制として、管理者とサービス管理責任者、世話人、生活支援員の職員配置を行いそれぞれの業務を明確にし、ホームの実態に合わせた業務の見直しを図り利用者にとって暮らしやすい衣食住の環境を整えて支援の充実を図りたい。

- 管理者は、ホーム運営に関する全般の把握に務め、サービス管理責任者の相談に応じる。
- サービス管理責任者は、利用者の生活支援等の日常の生活に対しての個別支援計画を作成しそれに基づき世話人、生活支援員に具体的指示を出す。
- 世話人は、利用者の直接介護支援以外の業務を行う。
- 生活支援員は、サービス管理責任者の作成した個別支援計画に基づき生活全般の直接介護支援に当たる。
- 職員は個別支援プログラムのサービス内容を十分に理解し、その実現のために最大の努力を行い、職員は常に相互協力に努めなければならない。

（３）支援の内容及び目標（共通）

①生活スキル・健康管理、余暇の支援

基本的な生活習慣を維持するよう声掛けを行う。また、自らの身辺処理が難し

い場合には援助を行い、そのスキルを体得できるよう支援する。
食生活面では、特に生活習慣病等、栄養バランスに十分配慮しつつ季節感のある食事の提供に努める。個別支援計画や事業計画に基づき必要に応じて調理実習等を行い生活スキルの向上を図る。

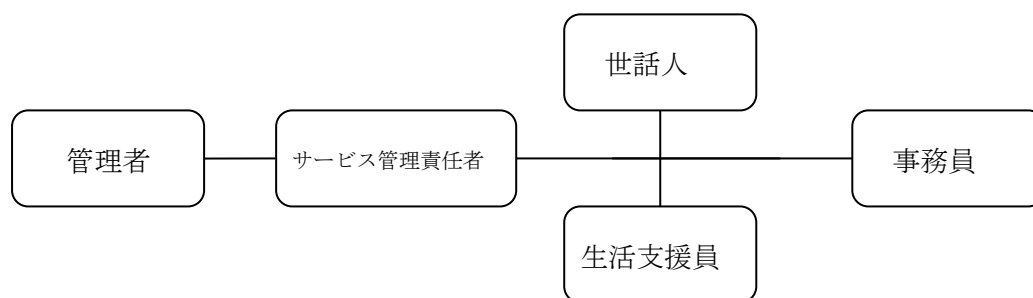
余暇支援では、個別支援計画に基づき、利用者の希望に応えられるよう関係機関とも連携を図り情報提供に努める。

②危機管理支援（共通）

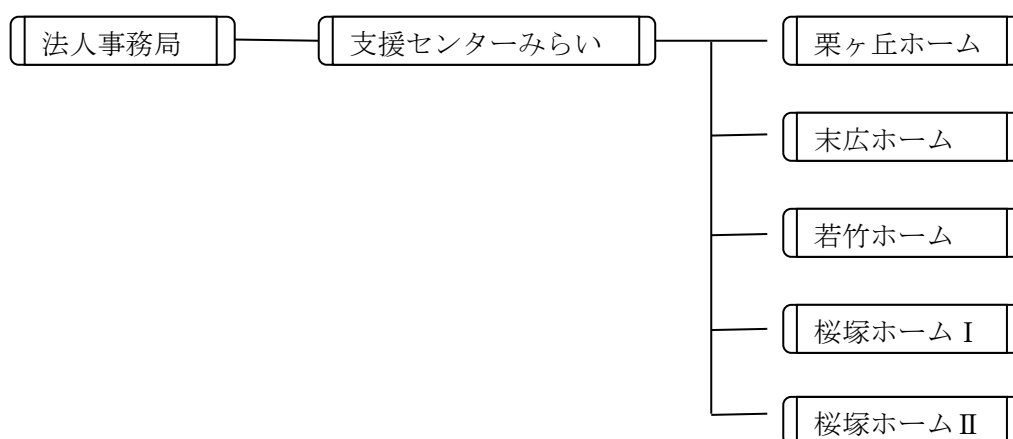
定期的に避難訓練などの実施を行い、有事の対処方法を体得できるように支援する。各ホームで作成している危機管理マニュアルの見直しを随時行い常に実態に合った危機管理体制の構築を図りたい。

またバックアップ施設、近隣住民、警察、消防、病院など公共機関とも連携を図り有事の危機回避の支援体制を整えたい。

③人的支援体制表（共通）



④組織体制



⑤バックアップ施設による支援体制

*各ホームのバックアップ

夜間支援（世話人、生活支援員のヘルプ） 定期巡回、保護者会支援、生活スキルアップ支援、余暇支援、その他

* 関係機関との連絡調整、情報の提供

(4) 職員研修

職員の直接援助技術並びに基本的支援マナーのスキルの向上を目的としてバックアップ施設、関係機関等の研修会、講習会に参加する機会を設け常に資質の向上に努める。昨年度に引き続き人権研修を積極的に実施する。

(5) 関係機関との連携

豊中市障害者ケアホーム、グループホーム事業所連絡会への参画

【居宅介護・重度訪問介護、移動支援事業所 あしすと】

事業所の運営

- ① 所在地 大阪府豊中市北桜塚三丁目8-17 (支援センターみらい内)
- ② 職員 管理者(兼務)、サービス提供責任者、登録ヘルパー
- ③ 事業開始年月日 平成23年3月1日
- 事業所指定番号 2714001266 (居宅介護・重度訪問介護)
2031604152 (豊中市障害者等移動支援)

事業の内容

1. 居宅介護事業 (障害福祉サービス事業)

地域で暮らす障害を持つ人が、居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようサービス利用者の身体の状態、その他置かれている環境に応じて入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等の相談等生活全般にわたる援助を効果的に行うものとする。

2. 重度訪問介護 (障害福祉サービス事業)

重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする障害当事者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようサービス利用者の身体の状態、その他置かれている環境に応じて入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等の相談等生活全般にわたる援助を効果的に行うものとする。

3. 移動支援事業 (市町村事業)

屋外での移動が困難な障害のある人を対象にガイドヘルパーを派遣し地域での社会生活で必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出を支援する。

職員の確保

前項のサービス事業を円滑に運営するために登録ヘルパーの確保に努める。

職員の研修

職員による利用者に対する不適切な支援や行為、また虐待等人権が侵害されること

なくサービスが受けられる環境づくりやサービス提供に努めるようサービスの質の向上を目指し、職員に対する資質の向上に努め可能な限り内部研修や外部の研修、講習に参加できるよう取り組む。

職員会議・ケース検討会議

サービス提供が円滑に遂行できるよう、毎月の職員会議に加え、サービス利用計画に基づいたサービス提供が行われているか、また現在のサービスプランがニーズに込えられているのか検証を行う。

他機関との連携

他の居宅介護事業所や関係機関との連携を密に図り、情報の収集、サービス提供の在り方について研鑽する。

○豊中市障害者居宅介護・移動支援事業者連絡会に参画

【就労移行支援事業所 ふつーる】

事業所の運営

- ① 所在地 大阪府豊中市北桜塚三丁目 8-17 (支援センターみらい内)
- ② 職員 管理者(兼務)、サービス管理責任者、就労支援員、生活支援員
職業指導員
- ③ 事業開始年月日 平成23年4月1日
事業所指定番号 (就労移行支援事業)

1. 事業所の運営方針

一般就労を希望する知的に障害を持つ18歳以上の方に対して、支援計画に基づき職場への就労、定着を目的とした必要な支援を実施する。

2. 事業所の支援方針

- (1) 個別支援計画に基づき利用者個々のニーズに見合った質の高いサービスの提供を心がける。
- (2) 就労に必要な能力・知識を得るための支援を実施する。
- (3) 就労訓練や企業における実習等の機会を提供する。
- (4) 適正に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援を実施する。

3. 事業所の管理体制(定員20名:有期限2年)

- (1) 職員体制 管理者(1) サービス管理責任者(1)、就労支援員(1)
生活支援員(1)、職業指導員(2)

(2) 施設管理 専門業者に委託

①消防設備点検、建築設備定期点検、受水槽清掃・点検、害虫駆除等建物内消毒、電気設備定期点検、空調設備清掃及び点検

②防災設備の点検および警備

(3) 車輛管理 送迎車の法定点検、定期点検、故障や部品交換が必要な場合、随時対応

(4) その他 備品などの管理

4. 事業の内容

[日課]

午前		午後	
9:00 ~ 9:20	登所・更衣	13:00~ 16:00	作業
9:20 ~ 9:30	朝礼・体操	16:00~ 16:20	掃除、更衣
9:30 ~ 12:00	作業	16:20~ 16:30	終礼、退所
12:00~13:00	昼食・休憩		

*業務ごとに作業時間内の休憩時間を設定。

[週間プログラム]

		月	火	水	木	金
午 前	清 掃	みらい	みらい	みらい	みらい	みらい
	製菓・接客	ふつーる	ふつーる	ふつーる	ふつーる	ふつーる
	施設外就労		協力企業等		協力企業等	協力企業等
午 後	清 掃	みらい	みらい	みらい	みらい	みらい
	製菓・接客	ふつーる	ふつーる	ふつーる	ふつーる	ふつーる
	施設外就労		協力企業等		協力企業等	
	その他	社会技能訓練	社会技能訓練	社会技能訓練	社会技能訓練	社会技能訓練

5. 業務の内容

生活支援

◎行 事

健康の維持増進と共に、日々の生活の中で潤いやゆとりが感じられるよう余暇活動の充実を図る。

- ・1泊旅行の実施。(11月)
- ・運動会の実施。(10月：法人全体行事)
- ・その他、年4回程度土曜日に利用者のニーズに沿った行事を行う。

◎通 所

自力通所を原則とする。ただし、施設通所の道程に不慣れな場合、一定の期間通所支援を行う。

特別送迎（医療機関、ショートステイ事業所への送迎）は可能な限り別便にて対応。

◎健康管理、昼食

○健康管理

[箕面育成園附属診療所] 内科検診：年1回実施

[多機能型事業所みらい] 健康相談：多機能型事業所みらいで行われる健康相談（嘱託医）を必要に応じて受診。

[その他] 毎月1回体重測定実施（体重・BMIなど）。

○昼食

利用者各自で用意、または事業所から配食センターに注文をする。（但し実費負担）

◎防災

防災計画 ・非常災害対策として、火災・地震を想定した避難訓練を年2回施予定。訓練では毎回様々な場面を想定して行い、利用者、スタッフともに臨機応変に対応できるように訓練し防災意識の向上を図る。

会議などで事前に打ち合わせをし、職員間で意思統一するとともに、避難訓練を終えた後に反省会などを行い、防災に関する意識を高めていくように努めていく。所管の消防所立ち会いの消防訓練も実施し消防署員による実地指導を受ける。

自衛消防組織表

管理権原者 (管理者)	通報連絡班	消防機関、市役所、警察等への通報・情報提供
	避難誘導班	非常口の開放、避難誘導、避難器具の操作、安全の確保 非常時持出物品の搬出 フローア責任者（最終点検・確認）、他スタッフ
自衛消防隊長 (防火管理者)	消火作業班	初期消火、消防機関等の活動協力
	救護班	救急処置、救急隊出動要請

就労支援

利用者が作業を通して生産する喜び、達成感を味わえるよう支援をする。また体力づくりや技能の習得に努め、勤労意欲・忍耐力の向上を図る。

①施設外就労 就労に近い環境（協力企業など）で仕事の経験・実践する事で、

就労に向けてステップアップを図る事を目的とする。

②施設外支援 利用者がトライアル雇用など一般就労と同等の就労経験を積み、さらにその職場での就職に繋げる。

③喫茶 事業所にて接客技術の習得、金銭の授受、実地訓練を目的とする。

④製菓 事業所にてマドレーヌ等の焼き菓子を製造する。

⑤自主製品販売 自主製品を事業所（喫茶店舗）にて展示販売し、接客技術の習得、金銭の授受、実地訓練を目的とする。

⑥社会技能訓練 報告・連絡・相談の仕方、面接の技法、履歴書の書き方、交通機関の利用、電話対応の仕方等、個々に合った訓練を実施する。

⑦就労関係機関との連携による支援

関係機関（ハローワーク、就業・生活支援センター、ジョブコーチ等）との連携により、講座・企業見学・合同面接会参加や実習先の開拓等就労に向けてのスキルアップやその環境づくりを行う。
また、就職後は関係機関との連携により職場定着の支援を行う。

◎作業工賃

就労や労働意欲に繋がるものとして、工賃支給規程に基づき工賃を支払う。

◎社会技能訓練

公共交通機関の利用、金銭の授受・支払い、飲食店での注文、電話の仕方、調理実習、社会的マナー等の習得や訓練を個別支援計画に則り実施する。

6. 渉外、広報

①ホームページについて、随時更新していく。

②バザーやパネル展示など通じて、地域の方々に施設の活動をより具体的に周知する。

7. 職員研修・会議など

○職員研修

専門的知識の習得や支援のあり方など学んでいくため、積極的に個人研修への参加を促すとともに、法人全体による職員研修を年2回実施予定。他機関や他事業所との職員交流を積極的に行なう。

○職員会議

：職員間の情報の共有や更なるサービスの向上をはかっていくため、月1回の定例の

職員会議をはじめ、必要に応じ随時会議を行う。

○ケース会議

：利用者支援をより良いものとするため、また、職員間の支援のばらつきをなくし、全職員が共通の認識のもと支援していくため月1回の定例のケース会議をはじめ、必要に応じケース会議を行う。

○その他の会議

：多機能型事業所みらい、第2みらいの連携を密に、双方の交流や協力体制を築き、利用者へのサービス向上を図るため、担当者会議を月1回行う。(サービス向上委員会)

：法人及び各事業所の運営を統一するため調整会議を月1回定例で行う。(運営会議)

8. 苦情解決

：意見箱を設置し、意見書カードにて投函・苦情受付をする。

：内容によっては、第三者委員が間に入り、円満な解決をはかる。

：ご家族の苦情も連絡帳や家族会、個別面談の機会など、口頭でも常時受け付け対応する。

：利用者一人ひとりの声を大事にしながら利用者にとって安心と安全、信頼の置ける施設であるよう対応していく。

：特に苦情がなくても年1回の事例報告を行い、第三者委員からの助言も受け、日々の利用者支援を見直す機会とする。

9. リスクマネジメント

：月1回職員会議の際、その月の事故や「ひやりはっと」等を皆で原因を究明して検証し、再発を防ぐとともに、職員の危機管理の意識を養う。事故・ひやりはっとはその都度記録に残す。

10. 自己評価などの取り組み

：サービスの提供については、「障害児・者施設のサービス共通評価基準」(厚生労働省社会援護局作成)を基本理念とし、定期的に福祉サービスの質の評価を行い、常に福祉サービスを受ける側の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めていく。

：施設内に「職員行動規範」「倫理要綱」を掲示、利用者の人権に配慮した対応に心がける。

：倫理綱領、職員行動規範については、随時見直しを行う。

11. 他機関との連携

(1) 豊中市、とよなか障害者就業・生活支援センター、障がい者就業・就労サポート協

- 働機構をはじめとする、その他就労支援関係機関との連携
- (2) 自立支援協議会「就労促進部会」との連携
 - (3) 就労移行支援・就労継続支援事業者等連絡会への参画

【本人活動支援】

- (1) 就労支援（ジョブライフサポーター）委託事業
現在登録者2名（男女各1名）
- (2) 余暇支援、スキルアップ支援に関する情報提供や企画
 - ①各種講座や研修の企画・実施
 - ②土曜や日曜などの開所も含めての日中活動サービスのない時間の支援
- (3) スポーツレクリエーション事業
 - ①豊中市生活アシスタント事業（豊中市委託事業）
- (4) サロンの実施
：地域で暮らす障害を持つ人たちが自由に集える場所をふつーるの喫茶を利用して定期的に実施する。
（余暇活動、相談、ピアカウンセリングにも活用できる場にする）
- (5) 豊中市手をつなぐ親の会「豊中みんなでがんばる会（当事者活動）」へのバックアップ支援

【啓発・宣伝・渉外業務】

- (1) 支援対象者や支援者に向けてスキルアップ講座や研修及び研究
 - ①現場ゆえに見えてくる問題、課題の分析やニーズの掘り起こし
 - ②オープン講座の実施
- (2) 支援対象者や支援者に向けてのリーフレットやガイドブック作成に向けての準備
- (3) 機関紙「支援センターみらい通信」（仮称）
年間3回の発行
- (4) ボランティアの育成とボランティア団体への支援
- (5) 地域交流事業
：支援センターみらいの施設を利用して、地域交流や当事者交流の促進を図る事業